
平成19年 第1回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成19年3月23日 (金曜日)

議事日程 (第5号)

平成19年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第8号 平成18年度築上町一般会計補正予算 (第12号) について
- 日程第2 議案第9号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第5号) について
- 日程第3 議案第10号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第4 議案第11号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第5 議案第12号 平成19年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第13号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第14号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第15号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第16号 平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第17号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第18号 平成19年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第19号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第20号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第21号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第22号 平成19年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第23号 築上町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第24号 築上町農業集落排水事業 (椎田西部地区) 分担金徴収条例の制定について
- 日程第18 議案第25号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について
- 日程第19 議案第26号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第27号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第28号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第29号 築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第30号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第31号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第32号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第33号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第34号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第35号 築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第36号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第37号 築上町総合計画の基本構想について
- 日程第31 議案第51号 築城町道路線の廃止について
- 日程第32 議案第52号 築城町道路線の廃止について
- 日程第33 議案第53号 椎田町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第54号 築上町道路線の認定について
- (継続分)
- 日程第35 陳情第8号 奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について
- (追加日程)
- 日程第36 議案第56号 平成18年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第37 議案第57号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第39 発議第3号 在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転等に関する協定の抗議に関する決議(案)について
- 日程第40 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第2 議案第9号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第3 議案第10号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第11号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第12号 平成19年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第13号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第14号 平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第15号 平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第16号 平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第17号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第18号 平成19年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第19号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第20号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第21号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第22号 平成19年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第23号 築上町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第24号 築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定について
- 日程第18 議案第25号 築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について
- 日程第19 議案第26号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第27号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第28号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第29号 築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第30号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第31号 築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第32号 築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第33号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第34号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第35号 築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第36号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第37号 築上町総合計画の基本構想について
- 日程第31 議案第51号 築城町道路線の廃止について
- 日程第32 議案第52号 築城町道路線の廃止について
- 日程第33 議案第53号 椎田町道路線の廃止について
- 日程第34 議案第54号 築上町道路線の認定について
- (継続分)
- 日程第35 陳情第8号 奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について
- (追加日程)
- 日程第36 議案第56号 平成18年度築上町一般会計補正予算(第13号)について
- 日程第37 議案第57号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第39 発議第3号 在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転等に関する協定の抗議に関する決議(案)について
- 日程第40 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(30名)

1番 塩田 文男君	2番 工藤 久司君
3番 山中 正治君	4番 金澤 久芳君
5番 白石 隆則君	6番 田村與四郎君
7番 吉元 一也君	8番 西畑イツミ君
9番 塩田 昌生君	10番 成吉 暲奎君
11番 繁永 隆治君	12番 竹本 眞澄君

13番	田村 兼光君	14番	宮下 久雄君
15番	丸山 年弘君	16番	田原 親君
17番	平野 力範君	18番	高島 末吉君
19番	辻上 浩君	20番	小林 和政君
21番	武道 修司君	22番	神下 忠君
23番	中島 英夫君	24番	岡田 信英君
25番	川端 政廣君	26番	信田 博見君
27番	吉元 成一君	28番	吉元 實君
29番	有永 義正君	30番	西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	白川 義雄君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	後田 幸政君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	神崎 一貴君

監査室長 …………… 吉留 康次君 審議官 …………… 片山 益朗君
審議官 …………… 安田 美鈴君 審議官 …………… 舟川 忠良君
審議官 …………… 小林 實君

午前10時00分開議

○議長（田原 親君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は30名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第8号

○議長（田原 親君） 日程第1、議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、所管の項目につきまして慎重に審査しました結果、自立支援給付や県介護保険広域連合負担金、国民健康保険特別会計への繰り出し金、事業確定等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、経費減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、小規模事業改善普及補助金の各種事業費の確定等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第8号平成18年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、所管について慎重に審査した結果、事業等の確定が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これより……討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第2. 議案第9号

日程第3. 議案第10号

日程第4. 議案第11号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第2、議案第9号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてから、日程第4、議案第11号の平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでは、厚生常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第11号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第9号から議案第11号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第9号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、本案について慎重に審査した結果、財政安定支援事業確定が主なもので、一部反対意見があり、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

議案第10号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について及び議案第11号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、本案について審査した結果、事業費変更が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

日程第2、議案第9号平成18年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

を議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第10号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第11号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませぬね。これで討論を終わります。

これより議案第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第12号

○議長（田原 親君） 日程第5、議案第12号平成19年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第12号平成19年度築上町一般会計予算について、本案について慎重に審査した結果、社会福祉協議会補助金、国民健康保険及び老人保健繰り出し金、自立支援経費、ごみ処理経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第12号平成19年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、人材活用、施設運営経費、管理委託経費、関係団体補助金等が主なものであり、一部反対意見がありましたが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦労です。次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第12号平成19年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、環境保全向上対策事業負担金、土地改良区補助金、広域農道負担金、漁港整備工事費、日奈古グラウンド推量調査、県道改良負担金、道路新設工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第12号平成19年度築上町一般会計予算について、本案について、所管部につきまして慎重審査の結果、税源移譲等に伴う歳入と町内巡回バス委託料、未登記処理に伴う測量費、電算システム保守点検委託料、自治会運営費、評価がえ鑑定業務委託料、知事選等の選挙経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。はい、平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

一般質問でも出ましたが、収入役制度の存続について町長の発言では、去年の6月に改称という発言をしておりますが、それらについて審議はなされましたでしょうか。

○議長（田原 親君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） そういったことについては何も意見が出なかったようです。

○議員（17番 平野 力範君） はい。

○議長（田原 親君） いいですか。

○議員（17番 平野 力範君） （ ）。

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。はい、辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） この当初予算、一般会計予算につきましては、これまで行われてきました同和団体への助成金、また個人扶助など、これらが原則として廃止になって、本当に差別のない公平公正な行政を実現していく上で、大きな転換が図られたことにつきましては大きく評価をしたいところです。（「何言うかい」と呼ぶ者あり）

しかし、一方において、今回、日米再編の共同訓練等に見られるように、基地に迎合する政治姿勢を強く批判したいと思います。これらの姿勢でもっては、今後の町づくりへの基本姿勢とするには、住民の立場から見て大きな疑問はあります。

また、これらのことに姿勢から出てくる予算といたしましては、少額ではあっても基地協賛会への支出は認められるものではありません。今回の、また、予算の中の大きな特徴として、人材派遣への委託業務が大きく目立つところとなっています。これらは、行政のかなりの大部分にわたって各款において見られ、人件費の削減効果を言いますが、これらを年々増加させていくことは、行政の資質と安全面に問題が出てくるのではということが懸念されます。

また、同一労働での賃金などに格差が生じるとともに、これらのことは是正していくことこそ大事な面ではないかと思えます。

そして、もう一つ重大な点といたしましては、後期高齢者医療の広域連合会への予算とその段取りが組まれていることです。これらは、75歳以上の老人の医療を特別立てにし、そして、老人医療全体を低下させていく大変な問題を含んでいると思えます。

これらの点につきましては、大きな異議を持っておりますので、私は反対の意見といたします。

○議長（田原 親君） 次に、賛成意見の方。はい、吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 今、辻上議員の方からいろんなことで反対の意見が述べられま

したが、私もその中で、米軍再編問題の受け入れに対しては辻上議員と考え方は同じです。しかしながら、大まかな筋で、合併して1年がたちました。今後、築上町民の生活の安定を図るためにも、いろんな小さなことを言えば切りがないと思います。そのことについては、今後、委員会等、議会等で、また、執行部も検討しながらですね、前向きに取り組んでいただけることを期待いたします。

それと1つ、私は全く反対の意見なんです、確かに同和対策の法律はきれました。しかしながら、ハード面はある一定の成果を見た、こういうふうには、国及び県、地方公共団体は口をそろえて言っております。しかしながら、まだ完全に整備されておられません。しかし、物的成果は100%でなくとも、ある一定の成果ということについては、私も納得できます。しかしながら、この築上町においても、この、後で出ますが、基本構想の中にも人権にかかわることについては、もうわずか何行でしか触れてない。21世紀が人権の世紀だと言われる今日、もう少し慎重に人権問題を活発に取り組んでほしいという気持ちがあつて、残念でありませんが、そのことも、委員会の中で町長が前向きに検討すると、基本構想の中で実質的に審議する中で、そういったことも、そういった取り組みをしている人たちと話し合いをするということを知りましたので、大まかな面で、この一般会計予算については賛成の立場から討論いたします。

○議長（田原 親君） はい。これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第12号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） はい、御苦勞でございました。挙手多数です。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第13号

○議長（田原 親君） 日程第6、議案第13号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第13号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、郵政公社償還元金等が主なものであり、一部反対意見がありましたが、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第13号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特

別会計予算について、本案については、先ほど委員長が報告がありましたように、全く同じ形で審査がされ、一部反対意見がありましたが、採決の結果、原案のとおり可決されることを決定しました。

○議長（田原 親君） 御苦労でした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。辻上議員。

○議員（19番 辻上 浩君） 本予算は、もう貸付業務は終わり、既に回収のみということですが、その中で滞納回収につきましても一定の前進があるところは報告されましたし評価されるところであります。しかし、今現在、総額5億7,300万円、滞納件数234件と多額の、また多数の件数に上っておる実態につきましては、これらは大変問題を含んでおるところです。さらに、これらの中で不納欠損のおそれがあると、また現実味を帯びてきた問題もあります。不納欠損となれば、町民の税金、一般財源も投入されることとなります。で、これらにつきまして、なぜそういうふうになったのか原因究明とその責任を明らかにしていくことが、一般財源投入の前提条件になると思います。で、これらの姿勢を執行部がやはり強く打ち出し、これらのこともあわせて、しっかりと、この予算を提案するときに報告すべきであって、そういう姿勢が見られませんので、私はこの予算につきましては反対をいたします。

○議長（田原 親君） 次に、賛成意見の方。委員長。

○議員（27番 吉元 成一君） 確かに、辻上議員が反対討論で申したとおり、多くの滞納も見られます。しかしながら、現執行部が貸付事業をしているわけでもありません。現執行部におきましては、回収について懸命の努力をしているところも、先ほど言ったように、少しは見られると言っていますが、それ以上の努力については、個人の家を毎日行って集金をすると。そういったことも含めて考える中で、どうしても集金ができない分については、裁判をして差し押さえをするなり執行をするという取り組みもしているところが見られます。今後とも、ぜひですね、襟を正してそういった活動を前進させるためにも、皆さんと協力をしながら進めていただくことをお願いいたしまして賛成の討論といたします。

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第13号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（田原 親君） はい、挙手多数です。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第14号

○議長（田原 親君） 日程第7、議案第14号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第14号平成19年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 御苦勞でございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第15号

○議長（田原 親君） 日程第8、議案第15号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第15号平成19年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、滞納分の収入で一般会計への繰越金であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第16号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第20号

日程第14. 議案第21号

日程第15. 議案第22号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第9、議案第16号平成19年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第15、議案第22号平成19年度築上町水道事業特別会計予算についてまでは、厚生常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第22号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第16号から議案第22号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第16号平成19年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、基金繰入金、管理料が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第17号平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について（ ）審査した結果、療養費負担金、老人保健医療費繰り出し金等が主なもので、一部反対意見があり、

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号平成19年度築上町老人保健特別会計予算について、慎重に審査した結果、医療費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について及び議案第20号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第21号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、議案第22号平成19年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんね。はい、西畑議員。

○議員（8番 西畑イツミ君） 議案第17号……。

○議長（田原 親君） 17号じゃない……。

○議員（8番 西畑イツミ君） じゃない。え、16号ちゆわなかった……。

○議長（田原 親君） 16号です。

○議員（8番 西畑イツミ君） あ、そうですか、済みません。

○議長（田原 親君） いいですか。これで討論を終わります。

これより議案第16号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第17号平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。西畑議員、17号。

○議員（8番 西畑イツミ君） 反対意見……。

○議長（田原 親君） あ、反対意見か。質疑の方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これより質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。はい、西畑議員。

○議員（8番 西畑イツミ君） 済いません、勇み足をしました。

平成19年度築上町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、御存じのように国民に医療を保障する制度として誕生しました。国の手厚い援助があって初めて成り立つ医療保険です。それが、社会保障は国民相互の助け合いなどとして国の責任を棚上げしました。国民の医療に対する国のあり方に最大の問題があります。県も責任が重大だと思っております。老年者控除や配偶者特別控除の廃止に、住民税増税に連動して、収入が変わらないのに国民健康保険税が引き上げられ、その上に介護保険料も上乘せになるために、払いたくても払えないという声が多く上がっております。このことによって、滞納者がふえ収納率も年々低下してます。資格証明書の発行件数がふえる。すると、病気になっても全額医療費が払えないので我慢して手おくれになる。その結果、医療費の支払い増になるという悪循環が生まれます。国民健康保険は、相互扶助の保険だから減免はできないと言われてますが、法律によると申請減免ができるとなっております。申請減免を積極的に利用できるよう図るべきです。近隣自治体は、一般財源から繰り入れをしております。築上町も、一般財源から繰り入れをしても、高過ぎる国民健康保険税を基本的には下げるべきです。収納率向上に結びつかないこの予算には反対です。

これが平成19年度国民健康保険特別会計予算についての反対の理由といたします。

○議長（田原 親君） 次に、反対意見がありますので、賛成意見の方。はい、西口議員。

○議員（30番 西口 周治君） 国民健康特別会計でございますが、これは繰入金、町の一般財源から繰り入れたらどうかという意見が多々でございますが、これは2年間繰り入れております。億単位の金が、もう投じられております。それでもなおかつ、赤字財政になってきていると、これはだれの責任でもありません。国民健康保険に入っていらっしゃる方の努力目標だと、私は思います。2年間繰り入れたのも棚上げにして、それを、もっともっと繰り入れして払わない人たちを助けてあげようというふうな意見には、当然賛成することはできません。特に、一般会計の方からは事務費等は入っております。全部すべて、町民からいただいたお金で事務経費まで賄っているわけではございません。一般会計からも入っているお金でございますので、もちろん収納率上げることも大事でしょう、お年寄りの方もかかれるような体制をとっていただきたいと、なおかつ、出す方、医療費負担を軽くなるように努力するように町にもお願いを申し上げまして、賛成意見といたします。

○議長（田原 親君） 反対意見がありますので、これより議案第17号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（田原 親君） はい、挙手多数です。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号平成19年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題とします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第19号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。（「補正じゃない……」と呼ぶ者あり）補正ちゅうたか……。 （「補正……」と呼ぶ者あり）予算（ ）。もとい、会計予算についてを議題とします。これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第20号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第20号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14、議案第21号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第22号平成19年度築上町水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第23号

○議長（田原 親君） 日程第16、議案第23号築上町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第23号築上町副町長の定数を定める条例の制定について、本案について慎重審査の結果、地方自治法の改正に伴い助役を副町長に改める改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17. 議案第24号

○議長（田原 親君） 日程第17、議案第24号築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第24号築上町農業集落排水事業（椎田西部地区）分担金徴収条例の制定について、本案について慎重に審査しました結果、これは、北部と同様の条例制定につき、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第24号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18. 議案第25号

○議長（田原 親君） 日程第18、議案第25号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第25号築上町椎田人権啓発センター及び築城同和研修センター条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設運営及び事務の効率化を図るための条例制定であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 19. 議案第 26号

日程第 20. 議案第 27号

日程第 21. 議案第 28号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第 19、議案第 26号築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 21、議案第 28号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第 26号から議案第 28号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 26号から議案第 28号まで報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第 26号築上町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方自治法の改正に伴い助役を副町長に改められたため、関係条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

続きまして、議案第 27号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査した結果、築上町の財政状況において財政不足を補うための一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議案第 28号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、築上町の財政状況において財政不足を補うための一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田原 親君） 議案第 26号築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第 26号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第26号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第20、議案第27号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんか。これで討論を終わります。

これより議案第27号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

議案第28号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第28号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第22. 議案第29号

○議長（田原 親君） 日程第22、議案第29号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第29号築上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第29号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23. 議案第30号

○議長（田原 親君） 日程第23、議案第30号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第30号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、人事院勧告に伴う配偶者以外の扶養手当の改正を行う条例改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第24. 議案第31号

日程第25. 議案第32号

日程第26. 議案第33号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第24、議案第31号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、議案第33号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第31号から議案第33号までの報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第31号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査しました結果、利用状況により浴場の利用時間を変更し事業経費を削減する条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定について、本案について審査しました結果、祭壇利用の範囲を広範に供用できる条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、学童保育の需要に対応するため実施場所の追加であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 日程第24、議案第31号築上町社会福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25、議案第32号築上町同和地区共同利用祭壇利用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ごございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第32号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26、議案第33号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ごございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第27. 議案第34号

○議長（田原 親君） 日程第27、議案第34号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第34号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、一丁畑団地の建替えに伴う六反田団地の用途廃止を行う条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第28. 議案第35号

○議長（田原 親君） 日程第28、議案第35号築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第35号築上町消防団の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重審査の結果、旧両町の消防組織の再編及び旅費に関する規定の設置を行う改正であり、原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第29. 議案第36号

○議長（田原 親君） 日程第29、議案第36号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第36号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町内4つの公民館の使用料統一を図るための条例改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可

決することに決定しました。

日程第30. 議案第37号

○議長（田原 親君） 日程第30、議案第37号築上町総合計画の基本構想についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 議案第37号築上町総合計画の基本構想について、本案について審査しました結果、可決すべきものとは決定はいたしましたんですが、総合タイトルで、「築上町は子供の命を守ります」というところにおきまして、非常にまだ小さいんじゃないかというふうな意見がありました。特に、これから、基本構想から計画に入る段階におきまして、やはり、築上町民全員がもう少し大きく羽ばたけるようなタイトルも考えていただきたいという意見も出ておりましたので、付け加えて可決報告とさせていただきます。

○議長（田原 親君） 次に、文教常任委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 議案第37号築上町総合計画の基本構想について、本案について慎重に審査した結果、合併後の築上町の10年の指針を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（田原 親君） 次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第37号築上町総合計画の基本構想について、所管の項目について慎重に審査した結果、合併後の築上町の10年の指針を定めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第37号築上町総合計画の基本構想について、本委員会に付託されました議案第37号につきましては、委員の中から、分野別施策の大綱までを入れて審議したらどうかという、慎重にやるべきだという意見が出まして、もちろん、合併後の築上町の10年の指針を定めるものでありますんで、わずか2ページと3ページの分で済ましていいのかということで、論議を深めてまいりました。その結果、審議の段階で、分野別施策の大綱までを審議の過程の中に入れる中で、今後、また小さな、後に資料としてつけ足しておりますが、その実施段階において、行政側がいろんな面で細かく慎重に分野ごとに審査をすると、審議して、基本構想を身のあるものにするということを意見を含みまして、結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。はい、宮下議

員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 厚生委員長、産建委員長、文教委員長にお聞きします。

ただいまですね、総務委員長の報告がございましたけども、総務委員会では施策の大綱まで含めて審議すべきだということで審議をいたしました。各委員会におきましては、施策の大綱を審議に含めていただいたかどうかお聞きいたします。

○議長（田原 親君） 最初はどこ行く。はい、厚生委員長。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 厚生委員会の中におきましては、この、前の2ページ、3ページのみで、内部に関しましては、今度、実施計画の中で話し合うというふうになっておりますのでそこまではしておりません。

○議長（田原 親君） いい。はい。次、文教委員長。

○文教常任委員長（武道 修司君） 基本的には、最初の2ページ、3ページが基本的なものではあるんですが、大綱という基本があつての2ページ、3ページでありますから、論議の中では、その以降の大綱の中も含めてですね、話というか、一応、皆さんも意見を出されたと思います。で、確かに、子供を守るという、その、守るの観点からですね、意見的にどうなのかという声も出てたし、守るという字自体の意味をですね、ちゃんとした形で考えてですね、守るという意味合いをですね、強く、やっぱり、住民にアピールしないと、ただ単に、ごろ合わせのような形の守るという言葉を使ったんであればですね、住民に対しての説得がないんじゃないかというふうな声も、意見は出てました。そういうふうな点から踏まえて、これから先ですね、基本構想を練るべきだろうというふうなことから、最終的には原案のとおりということになりました。

以上です。

○議長（田原 親君） 次、産建委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 慎重にですね、審査した結果ですね、こういう全員の賛成ということになったわけでございます。その、総合計画におきましては、まだ足らぬ点が多々あったけど、これも将来、柔軟に対応するということでですね、できるだけ基本構想に沿った構想にのっとりてもらいたいということで可決しました。

以上です。

○議長（田原 親君） はい。これで……。はい、宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 産建の委員長、文教の委員長は大綱まで含めた協議があつたというふうに、私は今理解いたしましたけれども、（「産建委員（ ）じゃない、文教と厚生（ ）」と呼ぶ者あり）文教と……。厚生はしてないと理解いたしました。10年にわたる大事な基本構想でございますので、ぜひ、施策の大綱まで含めたですね、議決をしていただきたいと思ひます。

○議長（田原 親君） はい。どうする……、いい。ほかにございませんか。厚生委員……、うん。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。はい、小林議員。

○議員（20番 小林 和政君） 今、宮下議員のおっしゃるようになりますね、大綱まで含んでの議決であるとするならば、私は反対の立場で討論をさしていただきたいと思います。

○議長（田原 親君） はい。

○議員（20番 小林 和政君） 町長……。 （「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） はい。 （「採決（ ）」と呼ぶ者あり）

○総務常任委員長（吉元 成一君） 大綱を含んでまでの議決にはなってないんでしょ。

○議長（田原 親君） はい。

○総務常任委員長（吉元 成一君） ね。なってないんやから討論さしたらいけませんよ。まだなってない。2行だけの分の、提案者は2行しか提案していない、2ページしか提案していないんですよ。でしょ。基本構想だけしか提案していません。（「大綱……」と呼ぶ者あり）大綱を含む……、含んだらどうかという質疑の中で意見が出たわけですから、でも、その辺については皆さん何も答えなかったわけ。でも討論ありますかと、こうなったわけよ、採決に入っていっているわけですから、この2ページの分の採決しかできないと思いますよ。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） じゃ、はい、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） これは、非常に大事な問題でございますので、休憩に落として全員協議会したらどうでしょうか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） はい。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員長として一言、皆さんに御相談でございます。これは、執行部側がですね、提案して、提案理由の説明をしたのはこの2ページだけなんです。大綱までを、議決の議案として提案してないと、委員会でも言ってるんですよ。だから、そのことを出さんかということにはならんと、もし、出すんやったら修正して、修正動議で追加で出すべきだと思います。（「修正……」と呼ぶ者あり）だけん、そうしたいんやったら休憩に落としてくださいよ。（「休憩を要求すりゃええ……ね」と呼ぶ者あり）

○議長（田原 親君） はい、わかりました。それでは、各……（「（ ）」と呼ぶ者あり）あ、何か……厚生委員長、何かあるんかね。

○厚生常任委員長（西口 周治君） はい。

○議長（田原 親君） はい。

○厚生常任委員長（西口 周治君） 論議の観点からですね、この2ページだけを審議してくれと、

執行部の方から言われてですね、我々はその下のページはしてません。はっきり言うて、総体的にやっている途中でも意見が出て、西畑議員さんからも意見が出ました。でも、それから先は基本構想の範囲内ではないというふうに執行部から説明を受けております。それで、その大綱まで含めて、全部採決をしてほしいとかいうのであれば、全く論外で、これは一回白紙に戻すかどうかしていただかないと、我々としては賛成はできません。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議長。議長……、議長、いいですか。

○議長（田原 親君） はい。吉元議員。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 先ほども言ったやないですか。2ページと3ページの分を、執行部が提案しとるんですよね。で、議会で審議して議決する議案としては、これ2ページと3ページしか、今なっていないんですよ。もし、それじゃだめだということを意見を出すならですね、動議を出してですね、議員で提案すべきなんだから、修正動議を出して、でしょ。議案で、例えば、一般会計予算にこの部分は反対だからというときは削除して出しますよと、この部分をやりかえんとかおかしいなちゅうところは全部修正するんですよね。で、修正動議を出す権限は議会にあるわけですよ。で、宮下議員が言われるように、2ページだけじゃこれは非常にね、非常に基本構想としてはお粗末じゃないかと、もう少し慎重にやらないかんのやないかという意見があつて、皆さんの各委員会はどういうふうに審議したんですかと、こう聞いたと思うんですよ。その結果、する必要がないという委員会もあったということなんです。ただ、2ページだけ、提案されたもんだけ審議すりゃいいやないかという結論になったと、いうことなんです。そういう意見があればですね、例えば、動議を出すにもつくらないかんわけですから、そりゃ、そういう気持ちのある方は暫時休憩の要求したらどうですか。

○議長（田原 親君） はい、わかりました。（「そうやないとルール（ ）……」と呼ぶ者あり）これは、私、委員会にちょっと出ましてですね、このままの状態では3月議会は、という意見を出しました。そういうことで、一応、改めて皆さんの意見を聞きたいと思えますんで、全員協議……、休憩に落として全員協議会したいと思えますが、いいですね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そういうことで。

それじゃ、早急に委員会室に御集合願います。

午前11時00分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（田原 親君） それでは、会議を再開します。

皆さんに、お諮りします。議案第37号については、各委員長から重要項目についての可決の報告を受けていますが、総合計画の基本構想については、大綱を含む審査が必要と考えます。つ

いては、議案第37号築上町総合計画の基本構想については、継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号築上町総合計画の基本構想については、継続審査といたします。

日程第31. 議案第51号

日程第32. 議案第52号

日程第33. 議案第53号

日程第34. 議案第54号

○議長（田原 親君） お諮りします。日程第31、議案第51号の築城町道路線の廃止についてから、日程第34、議案第54号の築上町道路線の認定についてまでは、産業建設常任委員会と総務常任委員会への付託議案であり、一括してそれぞれの委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第54号まで、一括してそれぞれの委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第51号から議案第54号までの報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 議案第51号築城町道路線の廃止について、所管の項目について慎重に審査した結果、旧築城町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号築上町道路線の廃止について、所管の項目について慎重に審査した結果、（「築城」と呼ぶ者り）あ、築城町ですね、はい。築城町道路線の廃止について、所管の項目について慎重に審査した結果、旧築城町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号椎田町道路線の廃止について、所管の項目について慎重に審査した結果、旧椎田町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号築上町道路線の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、旧築城町及び旧椎田町の町道を築上町の町道として新たに認定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（吉元 成一君） 議案第51号築城町道路線の廃止について、本案について慎重審査の結果、旧築城町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

次に、議案第52号築城町道路線の廃止について、本案について慎重審査の結果、旧築城町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号椎田町道路線の廃止について、本案について慎重に審査した結果、旧椎田町の町道を廃止するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

議案第54号築上町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、旧築城町及び旧椎田町の町道を築上町の町道として新たに認定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。（「51号……」と呼ぶ者あり）51号。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより議案第51号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32、議案第52号築城町道路線の廃止についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第52号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第33、議案第53号椎田町道路線の廃止についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第53号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第34、議案第54号築上町道路線の認定についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第54号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第35. 陳情第8号

○議長（田原 親君） 引き続きまして、継続審査分です。日程第35、陳情第8号奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（岡田 信英君） 陳情第8号奈古地区山地への土砂搬入に関する陳情書について、本件について現地調査を含み慎重に審査した結果、継続審査にすべきものと決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより陳情第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。陳情第8号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり継続することに決定しました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第36、議案第56号平成18年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてから、日程第40、常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、日程第36、議案第56号から日程第40までを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第36. 議案第56号

○議長（田原 親君） 日程第36、議案第56号平成18年度築上町一般会計補正予算（第13号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第56号平成18年度築上町一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成18年度築上町一般会計補正予算（第13号）を別紙のとおり提出する。平成19年3月23日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） 議案第56号は、平成18年度築上町一般会計補正予算（第13号）でございます。本予算は、繰越明許費の追加と変更でございます。

追加は、赤幡34号線ほか2路線改良舗装工事ということで、これは防衛施設局の補助事業の救助事業でございます。それから、宮ノ川排水路改修工事、これは生涯防止事業の賛助事業でございます。この2つを繰り越し。

そして、もう1つの変更はですね、防火水槽整備事業ということで、これも救助事業でございますけれども、これは、さきに1,147万3,000円を繰り越し予定ということでしてましたが、1,668万1,000円ということで、金額の変更をさしていただくものでございます。

なお、この3つの事業ともですね、工法変更及び地元調整ということで、若干時間を要したもので繰り越さざるを得ないと、こういう状況になったものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。はい、武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） はい。2ページの変更の方なんですけど、1,147万3,000円から1,668万1,000円という金額、変わってます。金額の変わった内容と理由を教えてくださいと思います。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） 一部、着工する予定でございましたけど、着工できなかったということで全額繰り越しをさしていただくと、そういうものでございます。

○議長（田原 親君） いいですか。

○議員（21番 武道 修司君） はい。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。議案第56号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第37. 議案第57号

○議長（田原 親君） 日程第37、議案第57号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第57号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成19年3月23日、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） 議案第57号は、築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、今、町財政、非常に厳しいものがございます。旅費についても減額をしようというようなことですね、日当の減額をするものでございます。それと、あと、特急料金の見直しということですね。日当につきましては、県内分、今まで県外、県内とも2,200円の日当を支給してございましたけれども、県内に限っては半額ということで改定をしようというものでございます。それから、特急料金は、今までグリーンが付けてございましたけど、グリーンを廃止しよう、このような、一応、旅費の条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択お願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。議案第57号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第38. 議案第58号

○議長（田原 親君） 日程第38、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。はい、中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 議案第58号工事請負契約の締結について、地域水産物供給基盤整

備事業、八津田漁港建設工事、その後について次のように工事請負契約を締結するものとする。
平成19年3月23日提出、築上町長新川久三。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） 議案第58号は、工事請負契約の締結についてでございますけれども、これは、継続事業の八津田漁港の建設工事のその後でございます。本契約は、19年の3月16日に、14社、一応、指名を行い、指名競争入札を行いました。しかし、14社の中で5社だけ入札の辞退がありまして、9社によって入札を行った次第でございます。お手元に資料として御配付してと思っておりますが、落札者は若築建設株式会社北九州営業所、消費税込みで1億7,955万円で落札をしたものでございます。なお、予定価格より3,900万円下げているところでございます。落札率については81.4%ということでございます。そういうことで、一応、仮契約をしておりますので、本契約するためには議会の議決が必要でございます。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。はい、平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 一応、指名入札をするということは、それなりの資格を持っている人たちだろうと思っております。ところが、5社も辞退が出てということは、何かあったんではないかと思われませんが、その理由がわかればお答えをお願いします。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） 辞退の理由でこちらに届けたのは、いわゆる配置技術者の不足で、入札にはちょっと参加を差し控えますというのが、全部5社でございます。全部、持参をして来ておるところでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） はい、吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） いやもう、そのことを言われると、ちょっと町長、これおかしんやないですか。配置技術者の不足のどこを指名するんですか。条件が整ってないところを指名したということになりますよ、それを言うと。その辞退届がですね、もし、町長が読まれたことが、5社ともがそういうことであるというんなら、私そういうことは全く知らなかったんですけど、町長は資格のあるところを、指名……、町長じゃない……、指名委員会は、指名委員長、助役でしょうけども、指名したんでしょう。その中の5社が辞退したということは、私は単純に、この仕事に入札参加して自分とかがね、競争入札までしてとる意思がないという形で辞退したんと思うんやけど、多分そうだと思うんですけど、今いろんな、公共の、民間の放送とかテレビ局とか新聞等でですね、談合がいろいろ上がってますよ。それで今、業界としては談合をしないん

だ、しない、恐らくしないだろうと私は思ってるんですけど。談合できないから、自分たちはこの価格、見積もった結果、この価格じゃ競争してまでとる意思がないと。それやったら、旅費を使って入札に参加するよりもね、もう参加しない方がいいだろうという形で、私は辞退したと、こういうふうに思う、恐らくそうだと思うんですけど、そういう理由をつけるとですね、この次から指名をいただけないということですね、多分つけてないで、配置技術者が不足しているという会社、これから指名しないでください。そういう理由で辞退されるような会社をね、責任を持って税金で工事やるわけですから、そういった業者は今後指名しないでいただきたい。そういう理由ならですね。それと、もう少し執行部がですね、チェックしてですね、指名組むときにそういうことが今後ないようにしていただきたいと思います。これが1点です。

それとですね、一般、この前からそうなんですけど、一般平面図ということで前回もこういうのいただきました。課長ね、いただきました。ところが、これ、素人が見てもわからん。机の上で見てもわからんから、事前に委員会等もありまして入札もあって、きょうが議会にかけるという、追加で提案しますという予定があったんならですね、少なくとも建設委員会ぐらいには現場を見せるべきだと、私はこう思います。ね、これは議員として、やっぱりチェックする機能を果たせてない。ただ3,000何百万残ったからですね、残してるから、結果として談合はしてないと思いますよ、と私はそう思いたいんですけど、しかし、色塗りで、今度入札したところは緑ですか、課長、緑ですね。え、（「今度のところは赤です」と呼ぶ者あり）赤。（「はい」と呼ぶ者あり）赤ちゅうことは、ほんならもう1工期残っちゃうことですね、来期もあるということでしょう。そしたら、この赤のここ、これ海の中ですか、おかから行けるんですか、おかから仕事できるわけですか、これ。そういったことも含めて説明がないとですね、そういった技術力がないけえ海からやないとできないからというんやったら、マリコンとかそういうことで、辞退したという理由も成り立つと思うんですけど、今の町長の平野議員に対する説明については、ちょっと説明不足だと思いますね。専門家として説明してください。

○議長（田原 親君） 専門家……はい、建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 今回のこの工事につきましては、平成17年度、前回変更した分で、ケーソンを製作するのが2つ、それから、そのケーソンを製作して船で曳航してきまして、現場に据えるのが3基ということになります。それについては海からの工事になります。そして、連絡橋と沖道路に赤い線があるかと思いますが、それは地覆と防護さく、それからスロープの設置でございます。工事の内容に……。それについては、陸上の方から工事ができる形になります。

以上です。

○議長（田原 親君） はい、吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） だから、その比率からして海から船で運んできてするのが大体

どれぐらい、この比率からして何%ですよと、おからできる仕事は何%で……。何で、それ言うかという、どうせゼネコンさんは、ゼネコンさんはですよ、現場の担当者、監督とね、事務所と建てて、二、三人……1人か2人来りゃいい方ですよ。あとは地元業者に仕事を発注するでしょ。そうすると地元の人がどれだけ仕事ができるか、またはですね、地元でできる範囲の仕事は地元で出したらどうかと、私はこういうふうに思うわけですよ。ね。そういった意味も含めて、ちゃんと説明してほしかった。

今後ですね、もうきょうは、もうこの議会かかっていますんで、恐らくこれは、この入札の結果見たら談合してないと、皆さん判断するかどうかは知りませんが、私はしてないんじゃないかなと思うんですけど、ね。課長ね、今後やっぱり、建物というのはですね、図面持ってきて見せたら、ああ、こういうものが建つんだ、3階建ての何が建つんだってわかるんですよ。ところが、道路とかいうのもわかると思うんですよ。どっからどこまで何メートル幅員で、延長どれだけで大体どういうもんですよ。例えば、専門用語で、海の中にね、建設業界の専門用語でケーソンがどうのこうのっていうやつはね、みんな猫に小判でしょ。でしょ。少なくともやっぱり、これだけの金を投資して事業をやるわけですから、もう1年度残っていますんでね、やっぱり、議会の皆さんに不信感を抱いて、抱かせないためにもですね、やっぱり、現場に行ってください、そりゃ、工事しよるとこ邪魔ならんように、少なくとも産業建設常任委員会ぐらいにはですね、事前に見てもらおうと、それぐらいのこと、今後、する気持ちがありますか、ないですか。それちょっと聞きたいんですけど。

○議長（田原 親君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） はい。まあ、産建の皆さんと一緒に、現場、ぜひ見て、私もいただきたいと思うんですけど、そういう形の中で、いろんな大きい工事については逐次、そういう形で現場をですね、お願いしたいと思います。

それから、入札辞退の件ですけど、辞退したところは今後、まあ永久的というわけにはいきませんが、（「ペナルティーやろ」と呼ぶ者あり）ええ、ペナルティーという形で、辞退者については我慢してもらおうような措置は今までもとっています。

○議員（27番 吉元 成一君） ちょっと、はい、もう1回……済いません。

○議長（田原 親君） はい、吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） ちょっと、言い足りませんでした。

財産管理については総務もありますんで、できたらですね、委員会として工事の進捗状況、邪魔にならんときは見せてもらいたいと思います。どれだけ地元の人を調達して使っているかとか、例えば、前回の入札の件も、全くどこができたやら、できたら、もう海につかったらわからんわけですよ。どんな工事をすれば2億かかるものかね、ちょっと見てみたいという人もい

ると思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

○議長（田原 親君） ほかに……。はい、中島議員。

○議員（23番 中島 英夫君） 町長にお尋ねしますが、今度ですね、2億程度の工事で14社、最多の指名をやっておるわけですね。今後、2億程度で14社と、ほんなら5億とかですね、例えば、例えばの話ですよ、3億とか4億これ以上になったときに15社とか16社とかですね、指名するんですかと。この基準がですね、不明なんですよ。いつも、あるときにはですね、まあ7社、7社以上、いつも多いんですけれども、8社、11社とかあるんですけど、14社ちゅうのはちょっと私は記憶にないんですよ。ですから、あるときにはこうやり、あるときには減ずるとなんちゅうようにね、自由自在にやるという、ちょっともう、やっぱり基準ぐらい設けてですね、透明性を高めてもらわないと、ならないと、やっぱりちょっとおかしいんじゃないかなと、こういうことを思うんですよ。

それと、これを中を見ますとですね、今、吉元総務委員長が言ったようにですね、これはマリコンの工事の中で、これは当然、私は1社だけ言いますよ。上から何番目、まあ名前は言いませんけれどもね、上から何番目でこうしたらですね、辞退されとるわけですよ、8番目の業者がですね。大体橋梁メーカーがですね、この内容見たら、次の年度の工事であるならこういうメーカーいいと思うんですけども、こういうメーカー、ちょっと、入れた理由が私はもうちょっとわからないんですよ。だから指名するときに、やはり十分慎重にですね、辞退のないようにしていただきたいと、重ねてやっぱ言っときますよ、ね。もうまた答弁要りません。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。はい、山中議員。

○議員（3番 山中 正治君） 建設課長にですね、ケーソンの中身について、図面をもらってないからわからんけども、大きいケーソンをつくるちゅうことは聞いてるんですよ。やけ、何百トンのか何十トンのか知りませんが、製作はどこでやるのか、苅田でやるのか、下関でやるのか、下関でやると私は聞いてますけども、それちょっとお答えください。

○議長（田原 親君） はい、建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） このケーソンにつきましては、2月に17年度の繰り越しの分は変更契約を議会にかけましたけど、そのときに資料として添付させてもらっております。寸法が、14.5メートル掛けの14.8掛けの高さで5.5メートルとなっております。これは下関の方のドックで製作しております。

以上です。

○議長（田原 親君） いい。

○議員（3番 山中 正治君） （ ）。

○議長（田原 親君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） ございませんね。これで討論を終わります。

これより議案第58号について採決を行います。議案第58号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第39. 発議第3号

○議長（田原 親君） 日程第39、発議第3号在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転等に関する協定の抗議に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。はい、江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第3号在日米軍再編に係る築城基地への米軍訓練移転等に関する協定の抗議に関する決議（案）について、標記の決議案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成19年3月23日、提出者、築上町議会議員工藤久司、賛成者、同議会議員田村兼光、同じく賛成者、山中正治、同じく賛成者、田村與四郎、同じく賛成者、塩田昌生、同じく賛成者、繁永隆治、同じく賛成者、丸山年弘、同じく賛成者、辻上浩、同じく賛成者、武道修司、同じく賛成者、有永義正、同じく賛成者、吉元成一、同じく賛成者、西口周治、同じく賛成者、岡田信英。

以上です。

○議長（田原 親君） この提案理由について、簡単に工藤議員、説明を求めます。

○議員（2番 工藤 久司君） 築上町議会は、去年の8、済いません、3月に全会一致で築城基地の主要強化を反対決議をしております。今回、国の方が是が非でもですね、調停に持ち込んで、訓練も即座にするというような地元を無視したようなですね、内容でございます。議会としては、断固反対するものでありまして、今回の決議は調停に関しての反対決議でございます。

以上です。

○議長（田原 親君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見の方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） これで討論を終わります。

これより発議第3号について採決を行います。発議第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第40. 築上町議会常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（田原 親君） 日程第40、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田原 親君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定しました。

○議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで、平成19年第1回築上町町議会定例会を閉会したいと思います。大変御苦勞でございました。

午前11時52分閉会
